

(8)その他「パンフレットなど」で含まれる旨表示したもの

●上記諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

(9)燃油サーチャージ込みのコースにおける燃油サーチャージ

運送機関により燃油サーチャージの増減または廃止された場合でも旅行代金の変更はございません。

(10)空港諸税等込みのコースにおける空港諸税等

関係機関により空港諸税等の増減または廃止された場合でも旅行代金の変更はございません。

9.旅行代金に含まれないもの

第8項に記載したもの以外は旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示します。

(1)超過手荷物料金(各種運送機関で定めた重量・容量・個数を超えるもの)

(2)各航空会社により、設定される手荷物運搬料金、および、有料の機内食や飲み物料金等。

(3)一部訪問国・都市において、宿泊機関が現地にて宿泊者個々より徴収する税金等の諸費用

(4)クリーニング料金、電報・電話料、ホテルのボイ・メイドなどに対するチップ、その他追加飲食費など個人的性質の諸費用及びこれにかかる税・サービス料金

(5)各空港の旅客サービス施設使用料と国際観光旅客税・空港税等これに類する諸税等(第8項⑩)を除きます)

(6)前項(5)における、有料化に伴う航空会社の定めた受託手荷物有料分及び一部コースにおける現地での手荷物運搬料金

(7)渡航手続関係諸費用(旅券印紙代、査証料、予防接種料金、出入国カード作成などにかかる渡航手続取扱料金など)

(8)希望者のみ参加されるオプショナルツアー(別途料金の小旅行)の料金

(9)日本国内の空港旅客施設使用料及び旅客保安サービス料

(10)運送機関の課す付加運賃・料金・費用(第8項⑨)を除く燃油サーチャージ、航空保険特別料金など)

(11)日本国内におけるご自宅から発着空港など集合・解散地点までの交通費、手荷物運搬料金及び、旅行開始日の前日、旅行終了日当日などの宿泊費

(12)傷害・疾病に関する医療費など

(13)海外旅行保険料(任意保険)

(14)施設等が運行する送迎サービスにかかる費用

(15)特別な配慮が必要な場合に講じた措置に要する費用

10.旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかる為、やむを得ないときは、お客様に予め速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行契約の内容を変更することができます。但し、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

11.旅行代金の変更

当社は旅行締結後には、次の場合を除き旅行代金および追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

(1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化などにより通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更します。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様に通知します。

(2)第10項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

(3)第10項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該変更の為にその提供を受けなかつた旅行サービスに対しての取消料、違約料、その他既に支払い、またはこれから支払うべき費用を含む)が減少または増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関などの座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更(オーバーブッキング)の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

(4)当社は、運送・宿泊機関などの利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレットなどに記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレットなどに記載した範囲内で旅行代金を変更します。

12.お客様の交替

(1)お客様は、当社の承諾を得た場合に限り、旅行契約上の地位を当該お客様が指定した第三者に譲渡することができます。(但し、コースにより、また時期により当該交替を一切お受けできないことがあります)この場合、当該お客様は、第13項(1)の①に定めた取消料のお支払いに替え、当社に当該交替に要する手数料として交替を受ける当該お客様1人あたり1万円をお支払いいただきます。(但し、取消料対象期間外の場合を除きます。また、既に航空券を発行している場合、別途再発券にかかる費用を申し受ける場合があります。)

(2)旅行契約上の地位の譲渡の効力は前(1)の承諾を得て、かつ所定の手数料を当社が受領したときに成立します。(但し、手数料不要の場合は承諾時)以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。

(3)任意の海外旅行保険、旅行小切手などは別途契約のお申込みが必要です。

13.旅行契約の解除・払い戻し —— 旅行開始前

(1)お客様の解除権

①お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、下表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様が当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただき、当社が確認したときを基準とします(お申し出の期日により取消料の額に差額が生じることもありますので当社の営業時間、連絡先などはお客様ご自身でもお申込み時点まで必ずご確認をお願いします)。なお、旅行日程中に3泊以上のクルーズ日程を含む複数型企画旅行契約、および日本発着時に船舶を利用するコースの場合は、別途取消料規定によります。旅行契約の解除の際には、コースのパンフレットなどに明示している金額を申し受けます。

(2)日本を出国時または入国時に航空機を利用する旅行契約の取消料(LCCを含む航空会社の個人向け正規割引運賃等、貸切航空機を利用するものを除く)

旅行契約の解除期日	取消料(お1人様)
①旅行開始日がピーク時のとき、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日から31日目に当たる日まで(②～④に掲げる場合を除く)	旅行代金の10%
②旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日から3日目に当たる日まで(③・④に掲げる場合を除く)	旅行代金の20%
③旅行開始日の前々日以降(④に掲げる場合を除く)	旅行代金の50%
④旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

注:「旅行開始後」とは、特別補償規程に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

「旅行開始後」の一例

※添乗員、当社社員、受付要員が受付を行なう場合はその受付完了時。

※当社が受付を行なう、お客様が航空券をお持ちの場合は、お客様のみが入場できる飛行場内における手荷物の検査等の完了時。

注:「ピーク時」とは、旅行開始日が12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで、及び7月20日から8月31日までをいいます。

■日本を出国または入国時に貸切航空機を利用する旅行契約の取消料

旅行契約の解除期日	取消料(お1人様)
①旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目に当たる日以降の解除(②～④に掲げる場合を除く)	旅行代金の20%
②30日目に当たる日以降の解除(③・④に掲げる場合を除く)	旅行代金の50%
③20日目に当たる日以降の解除(④に掲げる場合を除く)	旅行代金の80%
④3日目に当たる日以降の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

(1)特定コースについては、別途お渡しするご旅行条件書またはパンフレットなど記載の旅行条件によります。

(2)旅行日程中にLCCを含む航空会社の個人向け正規割引運賃を利用する旅行契約の場合は、別途お渡しする取消料規定(パンフレットなどに明記する場合を含みます)によります。

(3)お客様は次に掲げる場合において、本項(1)の①の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

(4)契約内容が変更されたとき、但し、その変更が第23項の別表左欄に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限ります。

(5)第11項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。

(6)天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、その他の事由が生じた場合に、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(7)当社がお客様に対し第4項(2)に定める期日までに最終旅行日程表を交付しなかったとき。

(8)当社の責に帰すべき事由によりパンフレットなどに記載した旅行日程に従つた旅行の実施が不可能となつたとき。

(9)当社は本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いた額を払い戻します。

取消料を申込金でまかねないときは、その差額を申し受けます。また、本項(1)の②により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻します。

(10)お客様の任意で旅行サービスの一部を受領しなかつたとき、または途中離脱された場合は、お客様の権利放棄となり、一切の払い戻しをいたしません。

(11)旅行契約の成立後にお客様のご都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等行程の一部の変更(LCCを含む航空会社の個人向け正規割引運賃等を利用する旅行契約においては、利用する航空便名の変更および座席クラスの変更を含む)

(12)当社の責に帰さない各種ローンの取扱上の事由、その他渡航手続の事由で旅行契約が解除になる場合は上記取消料の対象となります。

(2)当社の解除権

①お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、旅行契約を解除することができます。

(3)この場合、本項(1)に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

(4)次の各(ア)～(イ)に該当するときは、当社は旅行契約を解除することができます。

(5)お客様が当社が予め明示した性別、年齢、資格、技能、その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになつたとき。

(6)お客様が病気、あるいは必要な介助者の不在などの第3項(4)に記載した事由を含むその他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

(7)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

(8)お客様が契約内容に關し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

(9)お客様が第3項(1)の①～③の何れかに該当することが判明した時

(10)お客様の数がパンフレットなどに記載した最少催行人員に満たないとき。

この場合は、ピーク時に旅行を開始するものにあっては、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目に当たる日より前までに、また、ピーク時以外に旅行を開始するものにあっては、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目に当たる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

(11)スキー目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社が予め明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

(12)天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットなどに記載した旅行日程に従つた旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、また不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(13)当社は、本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いた額を払い戻します。また、本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻します。

14.旅行開始後の解除・払い戻し —— 旅行開始後

(1)お客様の解除権

①お客様のご都合により旅行サービスの一部を受領しなかつたとき、または途中離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、当社は一切の払い戻しをいたしません。

②お客様の責に帰さない事由によりパンフレットなどに記載した旅行サービスを受領できなくなつたとき、または当社がその旨を告げたときは、お客様は取消料を支払うことなく当該受領することができなくなつた部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は旅行代金の内当該受領することができなくなつた部分にかかる金額を払い戻します。但し、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合は、当該金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他を既に支払い、またはこれから支払うべき費用にかかる金額を差し引いたものを払い戻します。

(2)当社の解除権

①旅行開始後であっても、当社は、次に掲げる場合においては、お客様に理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。

(3)お客様が病気、あるいは必要な介助者の不在等の第3項(4)に記載した事由を含むその他の事由により、旅行の継続が耐えられないと認められるとき。

(4)お客様が旅行を安全かつ円滑に実施する為の添乗員などの指示に従わないなどや、これらの者または当社と同行する他の旅行者に対する暴行、または脅迫などにより、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとのとき。

(5)お客様が本項(1)の①～③の何れかに該当することが判明した時

(6)天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となつたとき。

(2)解除の効果及び払い戻し

当社が本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。お客様が既に受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。この場合において、当社は、旅行代金の内、お客様がいまだその提供を受けない旅行サービスにかかる費用から当社が当該旅行サービス提供者に既に支払い、またはこれから支払うべき取消料、違約料、その他の名目による費用を差し引いた額を払い戻します。

(3)旅行契約解除後の復路手配

本項(2)の(ア)、(イ)により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、お客様が出发地へ戻る為に必要な手配をします。なお、これに要する一切の費用は、お客様の負担とします。

15.旅行代金の払い戻し

- (1)当社は、第11項の規定により旅行代金を減額した場合、または第13、14項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合で、お客様に対し、払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては、解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあっては、パンフレットなどに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻します。
- (2)本項(1)の規定は、第19項(当社の責任)または第21項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様または当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
- (3)クーポン券類の引渡し、航空券・JR券等の受領後の払戻しについては、お渡ししたクーポン券類、航空券・JR券等が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払戻しができないことがあります。

16.旅行管理

当社は、次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力します。但し、当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

(1)お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられる為に必要な措置を講じます。

(2)本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めます。

(3)当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

17.当社の指示

お客様は、旅行開始後、旅行終了までの間において募集型企画旅行参加者として行動していただくときは、自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施する為の当社の指示に従っていただきます。

18.添乗員等の業務

- (1)添乗員の同行の有無はパンフレットなどに明示します。
- (2)添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない旅行にあっては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施する為の必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。
- (3)添乗員が同行しない旅行にあっては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示します。
- (4)添乗員、その他の者が本項の業務に従事する時間帯は、原則として8時から20時までとします。

19.当社の責任

- (1)当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社が手配を代行させる者(以下「手配代行者」といいます。)の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。
- (2)本項(1)の規定は、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があつた場合に限ります。
- (3)お客様が次に示すような当社または当社の手配代行者が管理できない事由により損害を被られたときは、当社は本項(1)の責任を負いません。但し、当社または当社の手配代行者の故意または過失が証明されたときは、この限りではありません。
- ア 天災地変、戦乱、暴動またはこれらの為に生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
イ 運送・宿泊機関などのサービス提供の中止またはこれらの為に生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
ウ 公官署の命令、国外の出入国規制、伝染病・感染症による隔離、またはこれらの為に生じる旅行日程の変更、中止
エ 自由行動中の事故
オ 食中毒
カ 盗難
キ 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更、またはこれらによって生じる旅行日程の変更、もしくは目的地滞在時間の短縮
ク 運送・宿泊機関等の事故、火災、または第三者の故意、または過失によりお客様が被られた損害
(4)手荷物について生じた本項(1)の損害については、損害発生の翌日から起算して21日以内に当社に対して通知があつた場合に限り、その損害を賠償します。但し、損害額の如何にかかわらず、当社の賠償額はお一人様当たり最高15万円まで(当社に故意または重過失がある場合を除く。)とします。

20.特別補償

- (1)当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外來の事故によって身体に傷害を被られたときは、旅行業約款「特別補償規程」により、死亡補償金・後遺障害補償金(限度額)として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円→40万円または通院見舞金として通院日数(3日以上)により2万円→10万円のいずれか高い方の金額、携行品に対する損害につきましては損害賠償金(15万円を限度)(但し、1個または1対についての補償限度は10万円)を支払います。但し、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨明示した場合に限り、「当該旅行参加中」とはいたしません。また、現金、クレジットカード、貴重品、薬品・化粧品・食料品などの消耗品、撮影済みのフィルム、記録媒体に書かれた原稿などの補償はしません。
※ 事故による傷害治療費用、病気にによる死亡・治療費用、賠償責任、救援者費用などには一切適用されません。
- (2)お客様が旅行中に被られた損害が、お客様の故意、故意の法令違反行為・法令に違反するサービスの提供の受領、酒酔い運転、疾病、妊娠、出産、早産、流産等の他、募集型企画旅行に含まれない場合の、自由行動中の山岳登攀(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブルー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量運動機(モーターハンググライダー)、マイクロクラフト機、ウルトラライト機など)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。
但し、これらの運動が、旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (3)当社が、本項(1)に基づく補償金支払義務と前項による損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

21.お客様の責任

- (1)お客様の故意または過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の募集型企画旅行約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を被った場合は、当社は、お客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、パンフレットなどの契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後に、パンフレットなどに記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに、添乗員、現地ガイド、現地会員社、当該旅行サービス提供機関等の何れかにその旨を申し出なければなりません。

22.オプショナルツアーア

- (1)当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を受取して実施する小旅行(以下「オプショナルツアーア」といいます。)の内、当社が企画・実施するオプショナルツアーアに対する第20項の特別補償の適用については、主たる旅行契約の一部として取り扱います。
- (2)当社以外の者が企画・実施する場合、契約は現地の法令、慣習に基づいて現地旅行社等が定めた旅行条件によって実施され、当社の旅行条件書(特別補償規程以外)は適用されません。当該オプショナルツアーアの催行に際する法人及び当該企画・実施者、現地旅行社、当社などの定めにより実施されます。

23.旅行保証

- (1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合、次の①・②・③を除き、旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。但し、当該変更については当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合は、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部、または一部として支払います。

①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。但し、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関などの座席・部屋その他の諸設備の不足(オーバーブッキング)が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。

ア 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変

イ 戦乱

ウ 暴動

エ 公官署の命令

オ、欠航、休業等運送・宿泊機関などのサービス提供の中止

カ 遅延、不通、運送スケジュールの変更など、当初の運行計画によらない運送サービスの提供

キ 旅行参加者の生命または身体の安全確保の為、必要な措置

②第13、14項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分にかかる変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

③パンフレットなどに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供をうけることができた場合には、当社は変更補償金を支払いません。

(2)本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金は、旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。また、1つの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

(3)当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替えて、同等価値以上の物品・サービスの提供をする場合があります。

(4)当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は、当該変更にかかる変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額と旅行者者が返還すべき変更補償金とを相殺した残額を支払います。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)	
	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①パンフレットなどに記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②パンフレットなどに記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③パンフレットなどに記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
④パンフレットなどに記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤パンフレットなどに記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥パンフレットなどに記載した本邦内と本邦外との間ににおける直行便の乗継便または経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦パンフレットなどに記載した宿泊機関の種類または名称の変更(変更後の宿泊機関の等級がパンフレット等に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます)	1.0%	2.0%
⑧パンフレットなどに記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨上記の①～⑧に掲げる変更のうちパンフレットなどのツアータイトル中に記載があつた事項の変更	2.5%	5.0%

注1:最終旅行日程表が交付された場合には「パンフレットなど」とあるのを「最終旅行日程表」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、パンフレットなどの記載内容と最終旅行日程表の記載内容との間、または最終旅行日程表の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更1件として取り扱います。

注2:第③号または第④号に掲げる変更にかかる運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件とし取り扱います。

注3:第④号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級または設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注4:第④号または第⑦号もしくは第⑧号に掲げる変更が1乗車船などまたは1泊の中でも複数生じた場合であっても、1乗車船などまたは1泊につき1件として取り扱います。

注5:第⑦号の宿泊機関の等級は旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリストもしくは当社ホームページで閲覧できるリストによります。

注6:第⑨号に掲げる変更については、第①号～第⑧号の率を適用せず、第⑨号の料率を適用します。

注7:1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。

24.旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件と旅行代金の基準日は別途お渡しするパンフレットなどに明示した日となります。

25.事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

26.海外旅行保険について

旅行中お客様の身体または財産などに損害が生じた場合、現地の国情、物価等の相違などにより賠償するべき運送・宿泊機関などまたは第三者の故意または過失によりお客様が被られた損害を補償できない、傷害の治療費を支払えない、または、損害を受けた携行品の保証ができない場合があります。

海外旅行保険はそのような場合に備えてお客様ご自身の治療費及び損害補償等を担保すること目的としていますので、必ずご加入されることをお勧めいたします。

27.個人情報のお取り扱いについて

お客様よりお預かりする個人情報の取り扱いについては、当資料卷末(または別紙)の「個人情報のお取り扱いについて」をご参照ください。

28.旅券(パスポート)・査証(ビザ)について

ご自身の旅券(パスポート)が今回の旅行に有効かどうか、パンフレットなどに記載の旅券(パスポート)の必要残存有効期限をご確認ください。有効な旅券(パスポート)をお持ちでない方は渡航手続きに従い、速やかに、ご自身で、取得手続きを行ってください。渡航先が査証(ビザ)が必要な国場合は、査証取得手続きの案内書を同封しておりますので、その手順に従い取得していただきます。なお、当社による団体査証取得の場合などの際は別途、渡航手続き代行契約による渡航手続き代行料などを申し受けます。なお、日本国籍以外の方は、ご自身にて自國の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問合せの上、ご自身にて再入国許可・査証(ビザ)などの手続きをお済ませください。

29. 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ

<http://www.forth.go.jp/>でご確認ください。

30. 海外安全情報・他について

渡航先（国または地域）により、外務省「危険情報：十分注意してください。」が発出されている場合は、案内書を同封しておりますので、ご確認ください。また、危険情報の発出のいかんにかかわらず、渡航先（国または地域）の治安・社会情勢などについては、外務省「外務省海外安全」ホームページ<http://www.anzen.mofa.go.jp/>などで、ご自身でご確認いただきます様お願いいたします。

旅行のお申込み後、ご出発までに旅行の目的地に「危険情報：不要不急の渡航は止めてください。」以上が発出された場合は、当社は旅行契約の内容を変更・または解除する場合があります。なお、当社が安全に対し適切な措置がとられると判断して旅行を催行する場合があります。この場合にお客様が旅行を取りやめられるとお申し出があったときは、当社は所定の取消料をいただきます。また、出発後に「不要不急の渡航は止めてください。」以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の催行を中止、またはコースを変更する場合があります。

31. その他

(1)お客様が個人的な案内、買い物などを添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病などに伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用は、お客様にご負担いただきます。

(2)お買い物についてのご注意

お客様のご便宜をはかる為、お土産物店にご案内することがあります。ご購入に際しては、お客様ご自身の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないよう商品の確認、及び領収書の受け取りなどを必ず行ってください。なお、ワシントン条約または国内諸法令により日本へお持ち込みが禁止されている品物がありますので、ご購入には十分ご注意ください。また諸外国での現地税関の都合、航空機の遅延などによる乗継時間不足で免税手続きができない場合がありますが、その場合当社では責任を負いません。

(3)当社は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(4)お名前のローマ字記入のご注意

当社では、旅行契約時にご申告いただいたお名前等をもとにお客様が旅行サービスを受けることができるよう手配を進めてまいります。なお、パスポートに記載されたお名前のローマ字と異なる場合は、旅行にご参加いただけません。お客様の責任において、お名前のローマ字を正確にご記入ください。旅行契約後にお名前の訂正等のお申し出があった際には、手配内容の変更に係わる諸費用を申し受けます。

(5)マイレージサービスについて

当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスにかかるお問い合わせ、登録などはお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更によりお客様が受けられる予定であった同サービスが受けられなくなった場合、当社は第19項(1)並びに第23項(1)の責任を負いません。

(6)航空会社への受託手荷物が当該航空便にて運搬されず、お手元に届くまでに時間を要する場合があります。その責任は航空会社の運送協約に基づくもので、当社では責任を負いません。

(7)本契約にて手配された航空券、宿泊サービス、食事サービス、入場券等を営利目的で利用、または第三者への無断譲渡、転売することは固くお断りします。営利目的とした行為やそれに準じた行為が認められると当社が判断した場合は、予告なく旅行契約を解除することがあります。

(8)この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社へご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ(<http://www.hankyu-travel.com/>)からもご覧になれます。

〈渡航手続き代行条件書〉

●この書面は、旅行業法12条の4に定める取引条件説明書面および同法12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 渡航手続き代行契約

(1)当社または当社の受託営業所にて(以下「当社」といいます)、当社らと募集型企画旅行契約を締結されたお客様と渡航手続き代行契約を締結します。

(2)当社らはお客様の委託により、当社ら所定の渡航手続き代行料金を申し受け、以下の書類作成、及びこれらに関する業務を行なうことを引き受けます。

・出入国記録証（E/Dカード）の作成

・旅券（パスポート）申請書類の作成

・査証（ビザ）申請書の作成と申請代行

(3)本条件書に定めのない事項は当社ら旅行業約款（渡航手続き代行契約の部）によります。

2. お申し込み

(1)当社らの所定の申込書にご記入の上、お申し込みいただきます。また、契約は当社らが承諾し、申込書を受理したときに成立するものとします。

(2)当社らは電話などの通信手段によるお申込みをお受けする場合があります。この場合、契約は当社らが契約の締結を受諾したときに成立します。

(3)当社らは業務上の都合により、お申込みをお断りする場合があります。

3. 書類の提出

(1)お客様は当社らが定める期日までに、必要な書類、資料などを当社らにご提出ください。

4. 渡航手続き代行料等のお支払い

次の料金を当社らの所定の期日までにお支払ください。

(1)当社ら所定の渡航手続き代行料金。

(2)日本の官公署、在日公館等に支払う手数料、査証料、特定の手続き代行業者に支払う委託料、その他の料金。

(3)郵送実費、交通実費、その他の費用が生じたときの当該費用。

5. 契約の解除

(1)お客様の解除権

お客様はいつでも契約を解除することができます。

(2)当社らの解除権

次の各々に該当する場合、当社らは渡航手続きの代行契約を解除することができます。

・お客様と当社らとの旅行契約が解除されたとき

・お客様が所定の期日までに渡航手続き書類を提出されないとき

・当社らが、お客様が提出された渡航手続き書類に不備があると認めたとき

・お客様が第4項に規定する料金を期日までに支払われないとき

・当社らの責に帰すべき理由によらず、お客様が旅券（パスポート）、査証（ビザ）、再入国許可または各種証明書を取得できないか、その可能性が極めて大きいと当社らが認めるとき

(3)当社らは本項(1)、(2)により契約が解除されたときは、日本の官公署、在日公館等に既に支払った手数料、査証料、審査及び特定の手続き代行業者に支払った委託料と当社らが既に行った業務にかかる手続代行料金を申し受けます。

6. 当社らの責任

(1)当社らは本契約の履行に当たって、当社らの故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を補償いたします。但し、損害発生の翌日から起算して6ヶ月以内に当社らに対して通知があった場合に限ります。

(2)当社らは、本契約により、お客様が旅券などを取得できることや、関係国への出入国を許可されることを保証するものではありません。従って、当社らの責に帰すべき理由によらず、お客様が旅券（パスポート）などを取得できなかったり、関係国への出入国を許可されなかったとしても、当社らはその責任を負いません。

7. 渡航手続き代行料金

●出入国記録書類（E/Dカード）の作成・旅券（パスポート）取得書類などの作成・査証（ビザ）取得書類等の作成とは別に下記の料金を申し受けます。

※旅券印紙代、当該国への支払う査証（ビザ）料、審査料等。

※査証（ビザ）、招待状などの取得手続など特定の手続き代行業者に委託しなければならないときはその委託料。

※査証（ビザ）申請をすべき領事館などが遠隔地の場合、交通費及び郵送実費。

※査証（ビザ）の手続きについてはすべて1カ国についての料金となります。

※お客様ご自身で手続きをされた場合料金は不要です。

海外旅行保険ご加入のお勧め！

旅行中にお客様の身体または財産などに損害が生じた場合、現地の国情、物価などの相違などにより賠償するべき運送・宿泊機関などまたは第三者の故意または過失によりお客様が被られた損害を補償できない、傷害の治療費を支払えない、または、損害を受けた携行品の補償ができない場合があります。海外旅行保険は、そのような場合に備えてお客様ご自身の治療費及び携行品の損害補償等を担保することを目的としていますので、必ず加入されることをお勧めいたします。

◎燃油サーチャージの収受について

各航空会社では、昨今の世界的な航空燃油価格の高騰を受け、燃油サーチャージを設定し、国土交通省に申請・認可されました。それに伴い当社もいたしましたが、2005年4月1日出発のツアーより、旅行代金とは別途、お客様にお支払いいただくことになりました。お支払い方法は、下記のどちらになりますが、各コース毎にご案内させていただきます。
①現金請求時に旅行代金と共にご請求させていただきます（燃油サーチャージ込みのツアーレス）
②最終日程表にて確定金額をご案内いたします。事前または出発当日空港係員にお支払いください。
なお、燃油サーチャージは変動する場合があります。増額となった場合は、追加徴収となり、減額となった場合は、減額分を返金させていただきます。航空燃油価格が一定価格に沈静化したと判断された場合は、燃油サーチャージは廃止されます。)

個人情報の取り扱いについて

当社は、「個人情報の保護に関する法律」並びに「当社個人情報保護方針」に基づき、お客様の個人情報を以下のように取り扱いし、保護に努めております。個人情報保護方針と個人情報の取り扱いについては、当社ホームページに掲載しています。

<http://www.hankyu-travel.com/yakkan/privacy.php>

1. 当社の名称

株式会社阪急交通社

2. 個人情報保護管理者

株式会社阪急交通社 CSR推進本部長 連絡先:06-4795-5709

3. 個人情報の利用目的

(1)本人より書面等（ホームページや電子メール等によるもの）を含む。以下「書面」というに記載された個人情報を直接取得する場合の利用目的

①お客様情報

a) お客様との連絡のため

b) 運送・宿泊機関等が提供する旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のため

c) 旅行に際しての諸手続き等のため

d) 当社の旅行契約上の責任や事故時の費用を担保する保険の手続のため

e) 当社及び当社の提携する企業の商品やサービス、各種キャンペーンの案内のため

f) 旅行参加後のご意見やご感想の提供のため

g) アンケートのお願いのため

h) 特典サービスのため

i) 統計資料作成のため

(2)本人より書面以外で直接個人情報を取得する際の利用目的

①お客様情報（通話記録）

問い合わせ及び旅行の予約内容等を確認するうえで通話を記録し、上記a)～c)のため

4. 個人情報の第三者提供

(1)当社は、お申込みいただいた旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のため必要な範囲内、または当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続に必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関、保険会社等および国内・海外の手配代行者に対し、お客様の氏名、性別、年齢、住所、電話番号またはメールアドレス、パスポート番号、クレジットカード番号を電子的方法等で送付することにより提供いたします。

(2)当社は旅行先でのお客様のお買い物の便宜のため、免税店・土産物店に対し、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空機便名等に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することによって提供いたします。

5. 個人情報の委託

当社は事業運営上、お客様により良いサービスを提供するために業務の一部を外部に委託しています。業務委託先に対しては、個人情報を預けることがあります。この場合、個人情報を適切に取り扱っていると認められる委託先を選定し、契約等において個人情報の適正管理・機密保持などによりお客様の個人情報漏洩防止に必要な事項を取り決め、適切な管理を実施させます。

6. 個人情報または第三者提供記録の開示等の請求

(1)個人情報または第三者提供記録の開示、利用目的の通知・追加・訂正・利用の停止・消去・削除及び第三者への提供の停止の求め先

a) 開示等の求めについては、下記各拠点の窓口宛にお申出ください。
＜受付時間 平日09:30～17:30 土・日・祝日・年末年始はお休み＞

東日本地区窓口 東日本営業本部 お客様相談室
電話：03-6745-5850 FAX：03-6745-5853
E-MAIL: kokyaku-tyo@hei.hankyu.co.jp

中部日本地区窓口 中部日本営業本部 お客様相談室
電話：052-563-0410 FAX：052-563-0056
E-MAIL: kokyaku-ngo@hei.hankyu.co.jp

西日本地区窓口 西日本営業本部 お客様相談室
電話：06-4795-5832 FAX：06-4795-5836
E-MAIL: kokyaku-osa@hei.hankyu.co.jp

九州地区窓口 九州営業本部 お客様相談室
電話：092-724-3240 FAX：092-715-8027
E-MAIL: kokyaku-fuk@hei.hankyu.co.jp

(2)個人情報の取扱に関する苦情の受付窓口

上記(1)a)に同じ

【お願い】上記の窓口は、個人情報の取扱専用窓口となっております。ツアーやご予約に関するお問合せは、お送りいたしました封筒・パンフレットなどに記載されておりますので、そちらにお問合せいただきますようお願いいたします。

7. 認定個人情報保護団体について

認定個人情報保護団体とは、個人情報保護法第47条に基づき個人情報保護委員会の認定を受けた団体で、対象個人情報の取扱いに関する苦情処理、対象事業者への情報提供等を通じ個人情報の適正な取扱いの確保を目的とする団体です。[当社の商品・サービスに関する問い合わせ先ではございません]

一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）認定個人情報保護団体事務局
電話：03-5860-7565 フリーダイヤル：010-700-779

8. 個人情報を提供されることの任意性について

お客様が当社に個人情報をご提供されることについては、お客様の任意によります。ただし、必要な項目をご提供いただけない場合、各サービス等が適切な状態で提供できない場合があります。

◆当社の「個人情報保護方針」は

<http://www.hankyu-travel.com/>をご参照ください。